

第5期

京田辺市地域福祉計画

《令和9年度～令和14年度》



令和8（2026）年6月時点

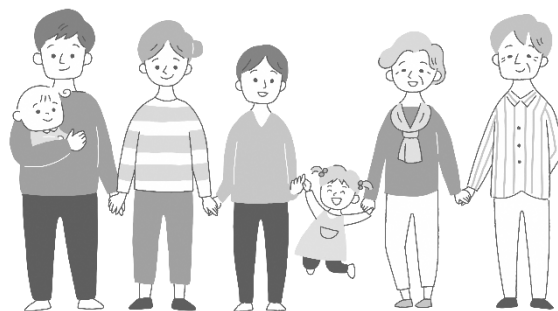
目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 京田辺市がめざしていること.....	2
2 基本理念達成のための要素	5
3 計画の概要.....	8
4 包含する計画とその概要.....	10
第2章 地域福祉をめぐる現状と課題.....	11
地域福祉をめぐる課題まとめ.....	12
第3章 計画の目標	15
1 基本目標	16
2 重点プロジェクト.....	17
3 施策体系	18
第4章 計画の展開	19



第 1 章

計画策定にあたって



1 京田辺市がめざしていること

(1) 計画策定の背景

京田辺市（以下「本市」といいます。）では、「お互いさんの心と絆ではぐくむ心豊かなまち京田辺」をめざして、令和4（2022）年度から「第4期京田辺市地域福祉計画」（以下「第4期計画」といいます。）に基づき、地域福祉を推進してきました。

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化や地域住民の社会的なつながりの希薄化などにより、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が激変する「2040年問題」といった高齢者にまつわる社会問題も顕在化しています。

また、老老介護、認認介護、ひきこもり、虐待、こどもの貧困等、福祉分野における課題は複雑化・複合化してきています。

本市においても、地域の課題が複雑化・複合化し、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、市民がお互いに助け合い、支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性が、より一層高まってきています。それらの状況を踏まえ、地域共生社会の実現をめざして、「第5期京田辺市地域福祉計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するとともに、地域住民の支援ニーズに対応した相談支援体制を整備する重層的支援体制の構築をめざします。



(2) 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度のはざまなど）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。



これまで、私たちの社会には、身近な場面で互いを支え合う関係性がありました。しかし、高齢化や人口減少によってこの「つながり」は弱まり、同時に空き家の増加や地域活動の衰退など、地域存続に関わる深刻な課題となっています。

こうした課題を解決するためには、まず人と人との結びつきを再認識し、誰もが孤立せず自分らしく生きられる地域をつくることが重要です。さらに、福祉の領域だけでなく、農林・環境・産業・交通といった様々な分野が連携し、地域全体を包括的に支えていくアプローチが強く求められています。

■地域共生社会のイメージ



(3) 計画の基本理念

本市の地域共生社会の実現と、市民と行政の協働による地域福祉の実現に向けた基本理念は次のとおり、設定しています。

基本理念

お互いさんの心と絆ではぐくむ 心豊かなまち 京田辺



地域福祉の推進には、市民の主体的な参画と協働による「ともに生きる地域社会づくり」が求められます。それは、行政や特定の団体・企業・個人等が行うものではなく、市民すべてが主体となって、一人ひとりの参画のもとに、助け合いやふれあいの輪（和）を広げていく、継続的な活動であり、「みんなではぐくむ」という視点が必要です。

本市では、これまで、基本理念は前期計画から踏襲し、理念の実現に向けた目標を設定し、取り組んできました。

この基本理念は、市民がお互いの個性を尊重し合いながらふれあい、地域の多様な生活課題に気づき、その解決に向けて地域全体が一丸となって取り組んでいけるまちづくりをめざすもので、本市が大切にしている理念です。

本計画においても、この理念を引き継ぎ、「みんなではぐくむ」視点を持ちながら、施策の推進をめざします。



2 基本理念達成のための要素

(1) 本計画における地域福祉の考え方

地域の中には従来の福祉課題をはじめ、様々な困難や課題が多くあります。さらに、近年では孤立や孤独、ひきこもりといった「社会的孤立」という課題が深刻化している背景があることや、人口減少や地域のつながりの希薄化もあり福祉の担い手が減少しています。

また、これらの課題に加え、近年では、日常生活で頼れる家族や親族がいない、または実質的に支援を受けられない身寄りのない高齢者も増えています。

地域福祉は、地域で互いに支え合い、助け合うことで成り立ちます。人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、4つの「助け」が必要となっています。

4つの「助け」

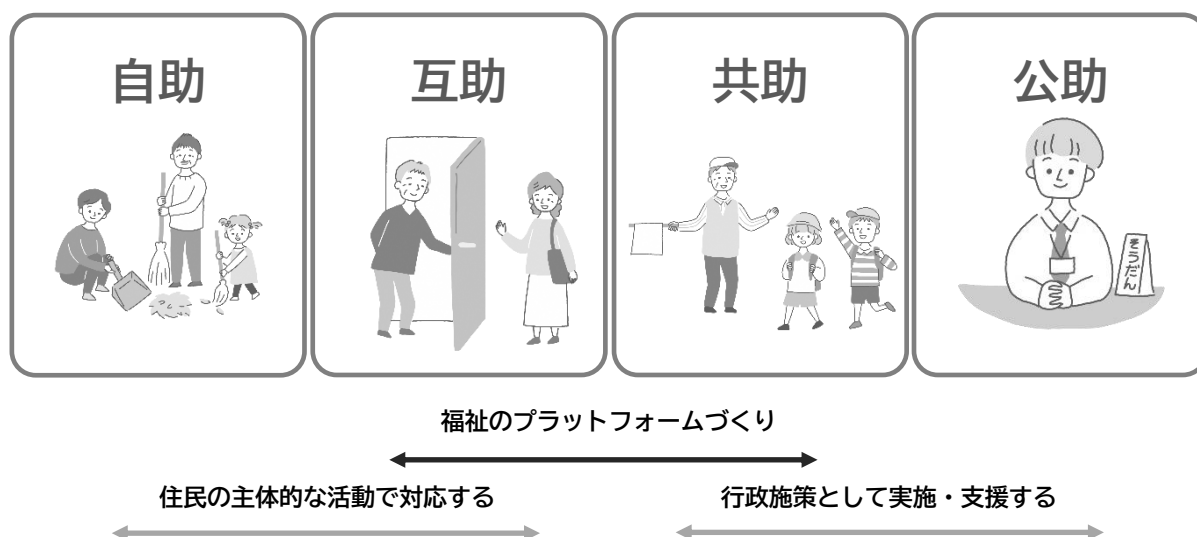
自助：自分自身や家族が主体となって課題を解決すること

互助：自治会や、隣近所の手助けや支え合いで課題を解決すること

共助：制度化された相互扶助として、団体やNPO法人を通じて課題を解決すること

公助：行政等が行う公的支援や福祉サービスで課題を解決すること

家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化等が指摘される中、その重要度がますます高まっており、本計画においても4つの「助け」の考え方を踏まえた施策の推進を図ります。



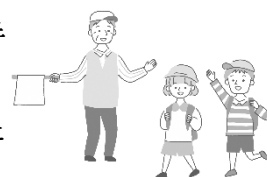
(2) 計画を推進するための役割分担

計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、地域住民組織、福祉サービス事業者、関係機関・団体、京田辺市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）と本市が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から各目標に取り組み、協力して活動を推進することが重要です。

このため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

① 市民の役割

- 住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動やボランティア活動等に積極的に参加します。
- 近隣と協力すること等により、自らの課題や地域課題の解決に向けた取り組みを行うように努めます。



② ボランティア・NPO の役割

- 地域の人や関係機関と広く連携しながら、施策を進めていきます。
- 各団体が連携し、活動内容の充実や様々なニーズへの対応を行い、地域の課題を解決に努めます。



③ 民生委員・児童委員の役割

- 福祉サービスの利用制度からもれる人や利用しようとしていない人への対応、虐待や暴力等の問題をはじめ、不安や孤独、孤立、ひきこもり等の心の問題を抱えている人に気づき、適切な支援を受けられるよう様々な団体や行政へつなぐよう努めます。



④ 福祉サービス事業者の役割

- 市内のどの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は行政と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。



⑤ 市社協の役割

- 市社協は、ボランティア活動、福祉意識の啓発、人材育成、地区福祉委員会活動の支援、相談事業等、地域の実情に応じたサービスの提供や支援に努めます。



⑥ 本市の役割

○本市は、地域住民や市社協、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民組織、NPO法人やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと課題を把握し、地域特性に対応した施策を推進します。



(3) 計画の推進

本計画を推進するにあたり、関係各課・団体と連携して取組を進めるとともに、市社協が策定する「京田辺市地域福祉活動計画」と連携し、計画を推進します。

① 横の連携を強化すること

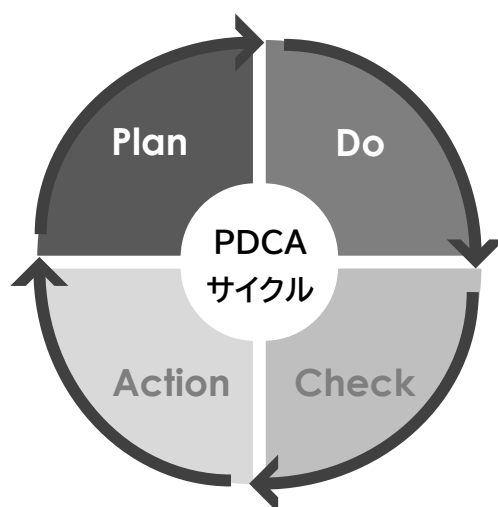
○地域と連携する地域福祉に係る事業を効果的かつ効率的に実施していけるよう、関係機関との連携はもとより、情報共有を積極的に行い、関連する各分野別計画と連携を図り、横のつながりを強化していきます。

② すべての人が地域福祉に関して共通認識を持つこと

○本計画を推進していくうえで、「広報ほっと京たなべ」やホームページ等を広く活用して、市民へ周知し、計画や地域福祉自体の普及啓発に努めます。

③ 計画の達成状況の点検及び評価

○本計画の達成状況の点検及び評価は、PDCA（計画－実施－評価－改善）のサイクルをもとに、庁内の関係各課や関係機関との連携を図り、京田辺市地域福祉計画策定委員会、京田辺市地域福祉推進会議にて、計画の進捗管理を行っていきます。



3 計画の概要

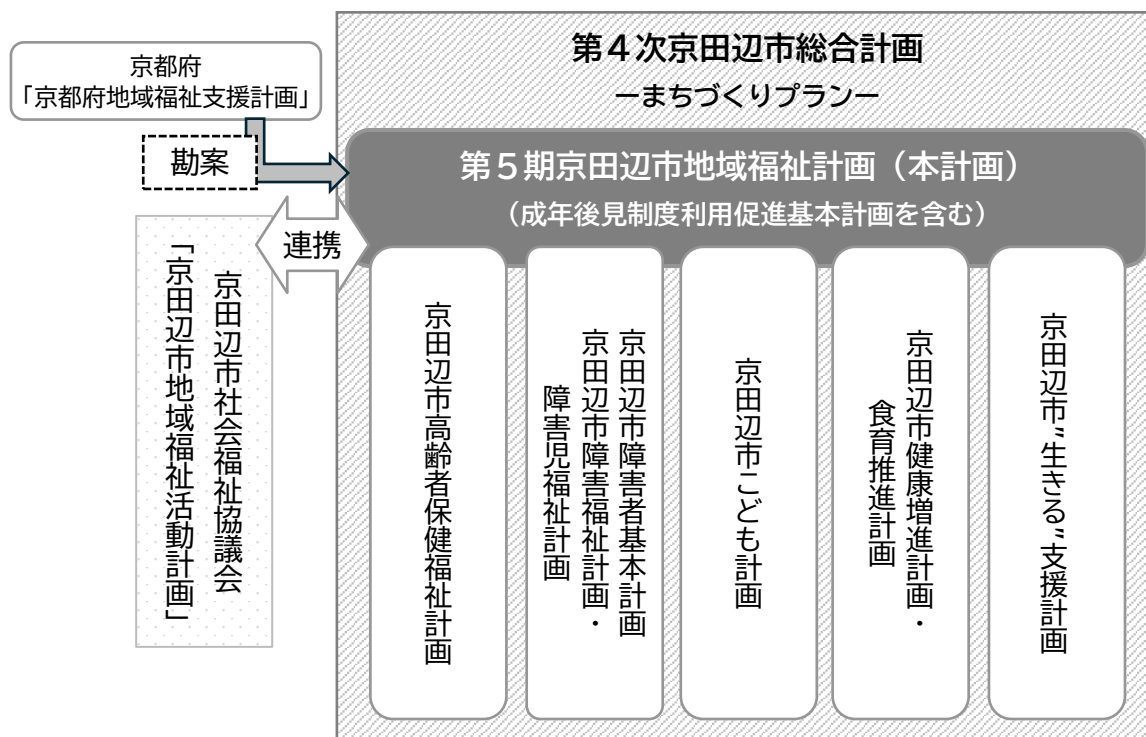
(1) 本計画の位置づけ

本計画は、「第4次京田辺市総合計画」に則した福祉分野の計画としており、福祉に関する個別計画（高齢者、こども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連等の個別計画の上位計画として位置づけます。

また、市社協が策定する、市民・民間団体の行動計画である「京田辺市地域福祉活動計画」とも連携を図り、一体的に地域福祉を推進していきます。

さらには、「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定するものとします。

■関連計画との位置づけ



(2) 本計画の法的位置づけ

本計画は、下記の法律に基づき策定しています。

- 社会福祉法第107条に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」
- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 9（2027）年度から令和 14（2032）年度の 6 年間とします。

■地域福祉計画と関連計画の計画期間

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
京田辺市総合計画	(R2～)第4次									第5次
京田辺市地域福祉計画	第4期				第5期					
京田辺市高齢者保健福祉計画	第8期	第9期			第 10 期			第 11 期		
京田辺市障害者基本計画	(R3～)第4期				第5期					
京田辺市障害福祉計画・障害児福祉計画	第 6 期 ・第 2 期	第7期・第3期			第8期・第4期			第9期・第5期		
京田辺市こども計画			第1期					第2期(～R16)		
京田辺市健康増進計画・食育推進計画	(R4～)第2期									第3期
京田辺市“生きる”支援計画	第1期	第2期					第3次(～R16)			
京田辺市地域福祉活動計画※	第4次					第5次				

※社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会が策定する計画です。

4 包含する計画とその概要

(1) 重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない相談支援体制を整備するとともに、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う任意事業です。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項において 3 つの支援を第 1～3 号に規定し、それを支えるための事業として第 4 号以降を規定しています。それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要です。

事業の実施にあたっては、重層的支援体制整備事業実施計画を策定する必要があります。

【市の課題解決力の強化】

【市民が住み続けたいまちづくり】

相談支援

(断らない相談支援体制)



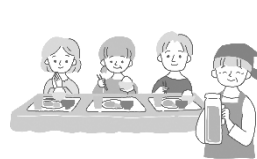
参加支援

(つながり・社会参加支援)



地域づくり支援

(居場所づくり・地域への働きかけ)



(2) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、国が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられます。令和 8（2026）年度に第 3 期成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。





第 2 章

地域福祉をめぐる現状と課題



地域福祉をめぐる課題まとめ

第4期計画〈基本目標1〉

(1) 地域福祉を担う市民活動を支援しよう

近年、単身世帯の増加、世帯規模の縮小、地域における交流意識の低下といった社会変化から地域のつながりは変容しています。こうした中で、地域活動の担い手不足は一層深刻化しており、従来の自治会活動や環境美化活動だけでは地域の支え合いを維持することが難しくなっています。

アンケート調査結果からみる課題

- 市民、関係団体ともに「地域活動の担い手が不足している」が地域の課題において最も高くなっていました。
- 現在の地域活動への参加状況をみると、「区・自治会などの活動」、「道路や公園の草取り、リサイクル運動などの環境関係の活動」で参加が多いことがわかりました。
- 地域活動への参加要件としては、「自分にあった時間と内容の活動であること」、「集団ではなく個人が自分のペースでできること」があげられており、地域活動や地域内交流の活性化には市民のニーズを踏まえた新しいつながり方を模索することが求められています。

第4期計画の施策評価まとめ

- 小・中学校での福祉体験や、手話・点訳等の奉仕員養成、ゲートキーパー・認知症サポーター養成など、多様な福祉の学びの場を提供しています。
- 社会福祉センターを拠点としたボランティアの育成や、自治振興費の交付、まちづくり協議会への支援により、住民主体の活動を促進しています。
- 大学連携事業や企業と連携した見守りなど、多様な主体との協働を進めているなかで、今後は、地域活動をさらに活性化させるとともに、学生や企業等との連携を一層深め、地域福祉を担う新たな人材の確保と、誰もが気軽に参加できる環境づくりを継続していくことが求められています。

地域福祉を担う仕組みには多様な関わり方を受け止める柔軟性が必要です。第4期計画で進めてきた福祉教育やボランティア育成、大学・企業との協働はその基盤づくりに寄与しましたが、今後はこれらをさらに発展させ、誰もが気軽に参加できる新たな市民活動の形を創出していくことが求められています。

(2) 地域福祉のネットワークを広げよう

分野別の福祉制度では対応が難しい、8050 問題や育児と介護のダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーといった複雑化・複合化した課題が顕在化しています。さらに、近年は人と人との交流や地域のつながりが希薄化し、孤独・孤立の深刻化が懸念される状況にあります。

アンケート調査結果からみる課題

- 支援が必要な家庭からの相談を受ける際に、「どこに相談していいかわからない」の割合が高くなっており、相談体制の強化はもちろんのこと、他分野の事業内容や課題について相互に理解し、庁内連携を推進する必要があります。
- 悩みや不安が生じた際の相談先としては、「家族」や「友人・知人」といった私的なネットワークが大半を占めています。一方で、「市の相談窓口」や「民生委員・児童委員」などの公的な相談窓口の利用は1割に満たず、限定的な状況にとどまっています。

第4期計画の施策評価まとめ

- 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制の構築に向けた関係機関での勉強会やワーキンググループを重ね、連携体制の準備を進めています。
- 民生委員による日常的な見守り活動や、災害時要配慮者名簿登録制度の推進、ひきこもり支援連絡会議の開催など、地域における助け合いのネットワークを拡大しています。
- 防犯灯の設置や避難所運営訓練の実施など、防犯・防災の強化にも取り組んでいます。
- 今後は、社会的孤立を防ぐため、包括的な支援体制の本格的な運用・定着を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、実情に応じた見守りネットワークをさらに拡大していくことが求められます。

本市では少子高齢化の進行が比較的ゆるやかであるものの、将来的には急速に高齢化が進む可能性が高く、地域で支え合う仕組みの強化が不可欠です。こうした背景のもと、相談先がわからず支援につなげられない人が多い現状や、公的な相談窓口の利用が限定的である課題を踏まえると、庁内連携を含む包括的な支援体制の整備と、地域住民・関係機関が協働して支え合うネットワークの拡充が求められています。

(3) だれもが自分らしく暮らせる支援体制をつくろう

全国的にも、単身世帯が増加し、少子高齢化の影響から、高齢者のみの世帯も多くなっています。こうした状況から、誰にも頼ることができない身寄りのない世帯の増加が今後は懸念されます。だれもが自分らしく、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域全体で見守り・支え合いの体制を構築し、孤立を防ぐ仕組みを強化していくことが求められます。

アンケート調査結果からみる課題

- 地域の暮らしやすさを感じる市民は、「暮らしやすい」、「どちらかという暮らしやすい」を合わせると、約9割となっています。
- 地区によっては、「暮らしにくい」、「どちらかという暮らしにくい」の割合が高くなっているところもあり、地区によっては生活環境や支援ニーズに差が見られ、地域ごとの課題が顕在化しています。

第4期計画の施策評価まとめ

- 広報紙やホームページ、SNS等を活用し、福祉制度や各種相談窓口に関する積極的な情報発信を実施しています。
- 地域包括支援センターや障害者生活支援センター、生活困窮者の自立相談支援、女性の相談室など、多様なニーズに応じた専門的な相談窓口を運営し、市民の課題に対応しています。
- 成年後見ステーションを中心とした権利擁護の推進や、関係機関と連携した虐待防止、人権啓発活動を実施しました。
- 今後は、情報が必要な人に確実に行き届く工夫と、複合的な課題を抱える世帯を分野を超えて支援する「断らない相談支援」の機能強化、成年後見制度のより一層の利用促進が課題となります。

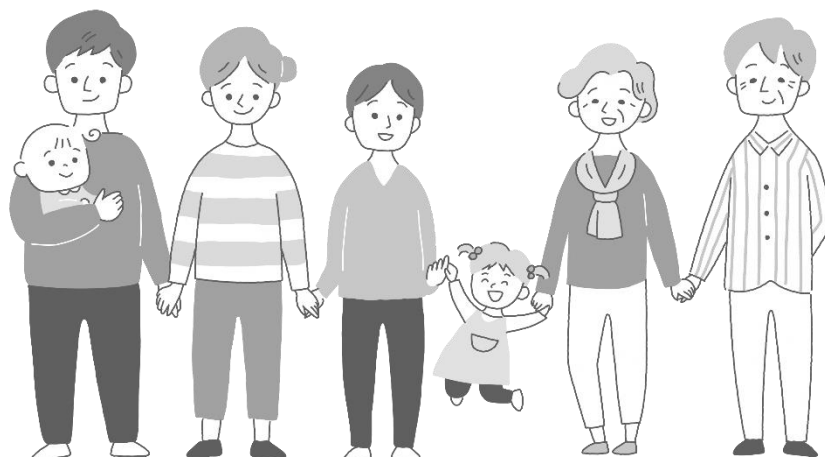
広報媒体を活用した情報発信や、多様な相談窓口の運営、権利擁護や虐待防止の取組など、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めてきました。しかし、必要な情報が十分に届かない人や、複合的な課題を抱える世帯への支援には、分野横断的な相談体制の強化が引き続き求められています。

地域の実情に応じた支援を進めるには、多様化する生活課題に対応しながら、住民が身近な範囲で支え合える環境づくりが欠かせません。そのため今後は、単身世帯の増加や世帯規模の縮小といった社会構造の変化を踏まえ、小地域での支え合いを強化し、地域特性に応じた取組を進めていく必要があります。



第 3 章

計画の目標



1 基本目標

本計画では、計画の基本理念である「お互いさんの心と絆ではぐくむ心豊かなまち 京田辺」をめざすため、「第4期計画」の進捗状況や市民アンケート等の意見を踏まえて、次の3つの基本目標と8つの行動目標を設定します。

（基本目標1）お互いさんの心ではぐくむ未来の担い手づくり

- 行動目標1 地域づくりを担う人材を育てよう
- 行動目標2 地域活動に参加する機会を充実させよう

（基本目標2）お互いさんの絆でつながるネットワークづくり

- 行動目標3 地域生活を支えるための情報提供を充実しよう
- 行動目標4 多様な居場所・拠点づくりを推進しよう
- 行動目標5 見守り・支え合う地域をつくろう

（基本目標3）心豊かに自分らしく暮らせる仕組みづくり

- 行動目標6 誰もが相談できる体制を強化しよう
- 行動目標7 支援につなぐ体制を強化しよう
- 行動目標8 権利擁護の体制を充実させよう

2 重点プロジェクト

本計画では、計画の基本理念実現に向け、関係者が一体となって市民を支えるべく、重層的支援体制整備事業を本格実施します。

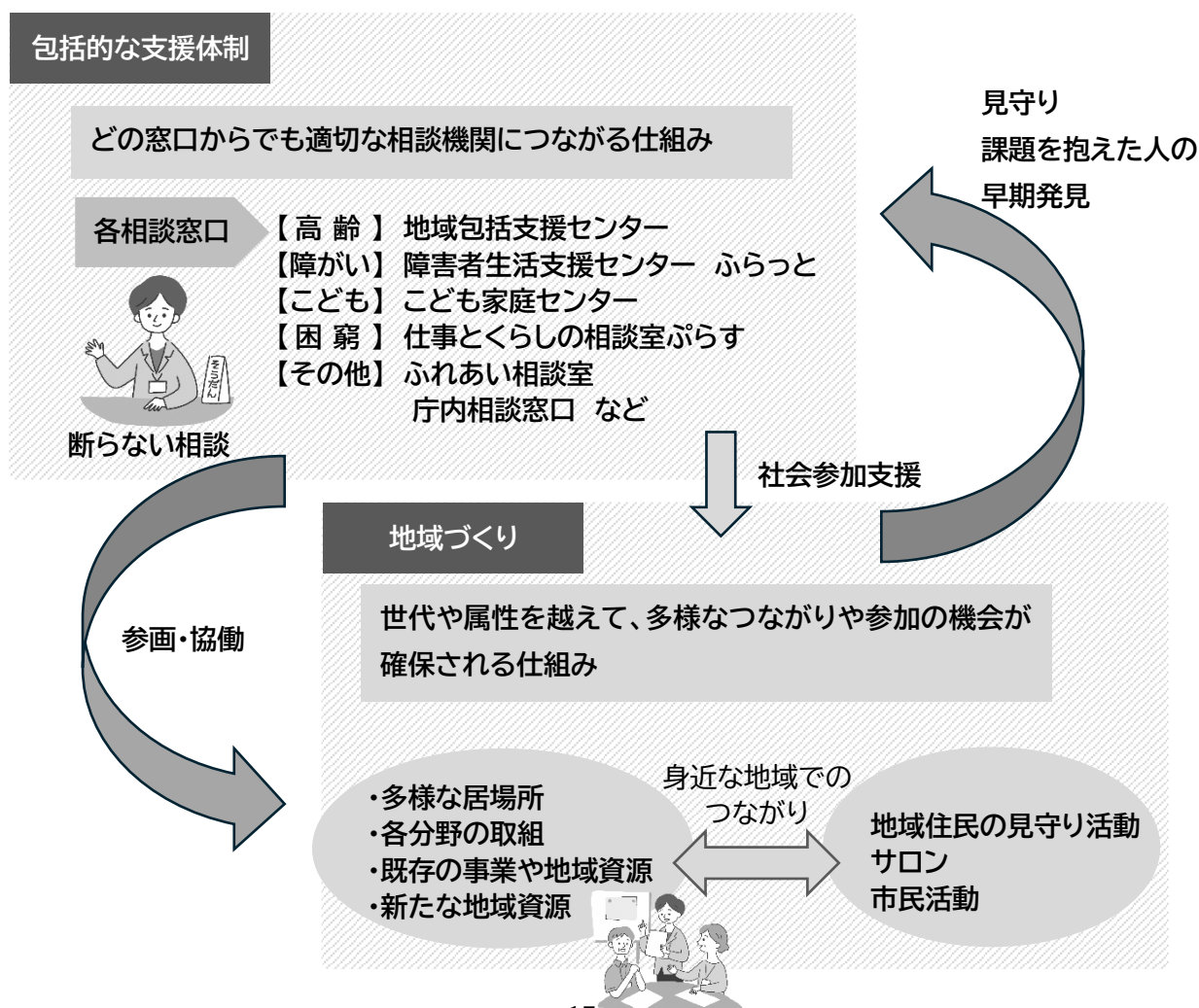
この度の重層的支援体制整備事業を本計画の重点プロジェクトとして取組を推進します。

※重層的支援体制整備事業実施計画について記載します。詳細は資料への記載を検討します。



京田辺たなごころプロジェクト

本市では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」を越えて、多様な主体が参画し、世代や分野を越えてつながることで、地域をともに創っていく、地域共生社会をめざします。



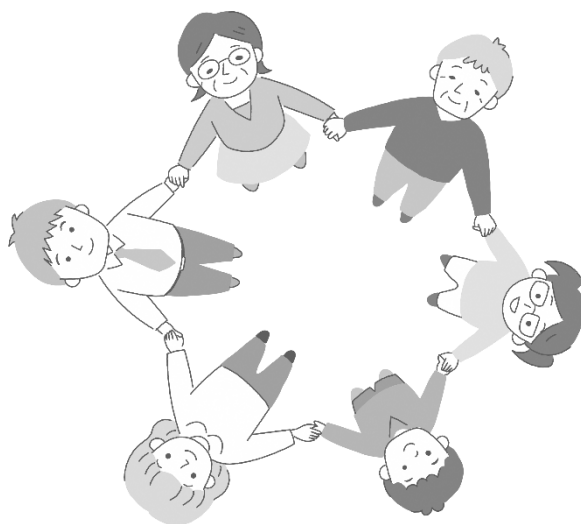
3 施策体系

※施策体系を記載します。



第4章

計画の展開



※基本目標、行動目標に沿った具体的な施策を記載します。

